

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの随意契約

【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
土木総務課	平成25年度道路・水路 台帳更新業務	平成25年12月9日	(株)パスコ 大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	16,109,100	本更新業務は知識と経験を特に必要とし、システム開発業者以外の者に委託した場合、当該システムに支障が生ずる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木建設課	服部川改修工事	平成26年2月14日	共同建設(株)	八尾市八尾木123	7,360,500	本工事は、河川未改修区間であり、昨年の集中豪雨により護岸の侵食が進み、被害発生のおそれが生じたため、早急に改修する必要があります。 本工事施行には、隣接地権者の協力が必要であり、濁水期に工事を完成させるため、当該敷地使用者で現場を熟知しており、価格が有利に契約できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
土木建設課	神立四丁目地内道路 改良工事	平成26年3月10日	(株)畑中商事	八尾市恩智中町一丁目165	4,116,000	本工事は神立共同墓地として、多くの地域住民が参拝している里道において、昨年の集中豪雨により路肩部分の浸食が進み、危険な状態となりました。一刻も早い工事着手が必要となるため、工事施行に際しては隣接地権者の協力が不可欠であり、当該隣接地管理者で現場を熟知しており、価格が有利に契約できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道経営企画課	消費税率改定にかかる プログラム変更および 広報	平成26年1月6日	八尾市水道局	八尾市光南町一丁目4-30	1,575,239	八尾市水道事業管理者に対する事務委任により、水道料金と下水道使用料の同時徴収を行い、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事 (25-106工区)に伴う 郡川遺跡発掘調査 (その2)	平成25年11月28日	(公財)八尾市文化財 調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	878,850	文化庁通知により、当該業務については地方公共の団体等や発掘調査を業務とする財団等で行うことを原則としており、市内においては同研究会しか該当しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
下水道建設課	下水道工事 (24-203工区)に伴う 水越遺跡発掘調査	平成25年12月12日	(公財)八尾市文化財 調査研究会	八尾市幸町四丁目 58-2	878,850	文化庁通知により、当該業務については地方公共 の団体等や発掘調査を業務とする財団等を行うことを 原則としており、市内においては同研究会しか該当し ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	公共事業積算用 ソフトウェアの納入	平成26年2月26日	富士通エフ・アイ・ ピー(株)関西支社	大阪市北区中之島二丁 目2-2	1,262,100	本公共事業設計積算システムのソフトウェア納入は、 現在導入されているシステムであり、システム開発業 者でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	平成25年度 南高排水区 柵設置工事その1	平成26年3月14日	(株)畑中商事	八尾市恩智中町一丁目 165	3,682,800	本工事は、柵設置工事で平成24年度南高排水区 第18工区下水道工事に付随するものであり、地元調 整や施工管理上、競争入札に付して他の業者で施工 することが不利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	平成25年度 福万寺排水区 柵設置工事その1	平成26年3月31日	(株)大一建設	八尾市南亀井町一丁目 4-3	11,448,000	本工事は、柵設置工事で平成24年度福万寺排水区 第1工区下水道工事に付随するものであり、地元調 整や施工管理上、競争入札に付して他の業者で施工 することが不利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	平成25年度 恩智川東排水区 下水道付帯工事その1	平成26年3月28日	柴環境(株)	八尾市太田四丁目62	6,372,000	本工事は、平成24年度恩智川東排水区第40工区下 水道工事の付帯工事であり、地元調整や施工管理 上、競争入札に付して他の業者で施工することが不 利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	平成25年度 恩智川東排水区 下水道付帯工事その2	平成26年3月31日	天政建設興業(株)	八尾市大竹一丁目53	5,832,000	本工事は、平成24年度恩智川東排水区第204工区下 水道工事の付帯工事であり、地元調整や施工管理 上、競争入札に付して他の業者で施工することが不 利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	平成25年度 恩智川東排水区 第114工区下水道工事	平成26年3月31日	(株)三栄建設	八尾市西弓削三丁目1	22,356,000	本工事は、平成24年度恩智川東排水区第203工区下 水道工事の一部工種を再発注するものであり、地元 調整や施工管理上、競争入札に付して他の業者で施 工することが不利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)